合同会社○○　定款

第1章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は，合同会社○○と称し、英文では○○と表記する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

①○○

②○○

③○○

④前各号に附帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を○○県○○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

第2章　　社員及び出資

（社員の氏名、住所、出資及び責任）

第5条 　社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 社員の氏名 | ○○　○○ |
| 社員の住所 | ○○県○○市○○一丁目１番１号 |
| 出資の価額 | 金○○万円 |
| 責任 | 有限責任社員 |
| 社員の氏名 | ○○　○○ |
| 社員の住所 | ○○県○○市○○一丁目１番１号 |
| 出資の価額 | 金○○万円 |
| 責任 | 有限責任社員 |

（社員の責任）

第6条 　当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章　業務執行権及び代表権

（業務執行社員）

第7条　 業務執行社員は次の通りとし、当会社の業務を執行するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務執行社員 | ○○　○○ |

（代表社員）

第8条　 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第4章　社員の加入及び退社

（社員の加入）

第9条　 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

（任意退社）

第10条　各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

（法定退社）

第11条　各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

第5章　計　　算

（事業年度）

第12条　 当会社の事業年度は年一期とし、毎年○月○日から○月○日までとする。

第6章　附　則

（法令の準拠）

第13条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（最初の事業年度）

第14条　 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成○年○月○日までとする。

以上，合同会社○○の設立のため，この定款を作成し，社員が次に記名押印する。

平成○年○月○日

○○県○○市○○一丁目１番１号

○○　○○　（実印）

○○県○○市○○一丁目１番１号

○○　○○　（実印）

**会社を設立するなら、実質無料で無料コンサルティングまでついてくるＶ－Ｓｐｉｒｉｔｓグループの「コンサル付き会社設立パック」をご利用ください！  
手間、確実性、安心感の面で、ご自分でやるよりずっとお得です。**

**お電話は０３－３９８６－６８６０まで！**